

雑所得(公的年金以外に関する事項)

公的年金以外の雑所得(業務・その他)がある場合は、この欄に記入してください。
 ※㊸列の金額を、申告書表面の「6 収入・所得金額 雑業務」欄又は「雑その他」欄の「収入金額」欄へ転記してください。
 ※㊹列の金額を、申告書表面の「6 収入・所得金額 雑業務」欄又は「雑その他」欄の「必要経費」欄へそれぞれ転記してください。

勤務先等が一定しない方(収入金額の内訳)

※令和4年中の勤務先又は職業、日給と働いた日数又は月収、社会保険料の金額を月ごとに記入してください。
 ※㊺を、申告書表面の「6 収入・所得金額 給与収入金額」欄へ転記してください。

事業所得のある方

事業所得がある場合は、この欄に記入してください。
 ※売上、仕入高、必要経費を記入してください。
 ※㊻を、申告書表面の「6 収入所得金額 事業」欄の「収入金額」欄へ転記してください。
 ※㊼を、申告書表面の「6 収入所得金額 事業」欄の「必要経費」欄へ転記してください。

別居の配偶者・扶養親族等

配偶者又は扶養親族等と別居している場合は、この欄に氏名、住所を記入してください。

所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除を適用する場合は、この欄に記入してください。
 次の(1)、(2)の場合について、計算式で算出した所得金額調整控除額を給与所得から控除できます。
 (1) 給与収入が850万円を超え、かつ次の(i)~(iii)のいずれかに該当する場合
 (i) 申告者本人が特別障害者に該当する
 (ii) 23歳未満の扶養親族を有する
 (iii) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
計算式 (給与等の収入金額(限度額:1,000万円) - 850万円) × 10%
 ※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。
 ※例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。
 ただし、事業専従者については対象外となります。
 (2) 給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合
計算式 給与所得控除後の給与等の金額(限度額10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(限度額10万円) - 10万円
 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

申告書裏面 (二面)

① 雑所得(公的年金以外)に関する事項		② 勤務先等が一定しない方(収入金額の内訳)		③ 事業所得のある方	
種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	月売上(収入金額)	仕入高
1月		円×	円	1	
2月		円×	円	2	
3月		円×	円	3	
4月		円×	円	4	
5月		円×	円	5	
6月		円×	円	6	
7月		円×	円	7	
8月		円×	円	8	
9月		円×	円	9	
10月		円×	円	10	
11月		円×	円	11	
12月		円×	円	12	
計				計	

④ 配偶者・別居の扶養親族に関する事項

氏名	住所
氏名	住所

⑤ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	控除額
氏名	続柄	生年月日	控除額

⑥ 所得金額調整控除に関する事項

非課税所得など	金額	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など		
前年中の(廃)業開始・廃止		

事業税に関する事項

- 事業税の非課税所得……事業所得のうち、事業税が課税されない所得(社会保険診療報酬から生じる所得)がある場合、その所得金額(事業専従者控除額・給与額を差し引く前の金額)を記入してください。
- 事業用資産の譲渡損失など……事業税で控除できる機械装置、車両運搬具などの事業用資産(土地、建物などを除く)の譲渡損失や事業所得が赤字で、そのうち、棚卸資産や店舗、機械装置などの災害による損失額が含まれているときは、これらの損失額を記入してください。
- 損益通算の特例適用前の不動産所得……不動産所得の損益通算の特例措置の適用がある場合は、適用前の不動産所得を記入してください。
- 前年中の開(廃)業……開始、廃止いずれかに○印、日付を記入してください。
 ※事業税の詳しいことは、兵庫県阪神南泉民センター 西宮県税事務所 電話(0798)39-1512までお問合せください。
 ※1・2いずれも記載がないと控除は受けられませんので注意してください。
 ※この申告書を提出された方は、事業税の申告をする必要はありません。(年の中途の廃業分は除きます。)

※申告書の提出がない場合は、所得調査を行うことがあります。

記入例② 収入がなかった方、遺族年金や障害年金のみを受給していた方

※郵送される場合は、領収書等の必要書類(コピー可)を必ず同封してください。
 ※2枚目はあなたの控除です。大切に保管してください。
 ※2枚目の控除に受付印を希望される場合は、返信用封筒に住所・氏名等を記載し、切手を貼ったものを同封してください。

〔提出用〕

尼崎市使用欄

控配 扶養人数 扶養障害 本人障害
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

〔申告書表面〕

尼崎市長あて 令和5年度分 市民税・県民税申告書

現住所 尼崎市 東七松町 1-23-1 令和5年 1月1日の住所
 フリガナ アマガサキ ハナコ 個人番号 2,345,678,901,234
 氏名 尼崎花子 電話番号 090-1234-5678

1 本人該当事項・配偶者・扶養控除等

本人欄	1 寡婦(配偶者と)	年 月 日	2 ひとり親(母)	障害の種類等	身障・精神・療育級	勤労学生	未成年
氏名	個人番号	続柄	生年月日	年 月 日	障害の種類等	居住形態	

2 所得の生ずる場所(会社名等)

本人の職業	勤務先(事業所)名	勤務先(事業所)の所在地
無職		

3 事業専従者

氏名	続柄	生年月日	控除額
氏名	続柄	生年月日	控除額

4 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村(特例控除対象)	金額
日本・共同基金等(特例控除対象以外)	金額
条例指定 尼崎市分	金額
条例指定 兵庫県分	金額

5 給与・公的年金等所得以外の納付方法

1 給与から税金を納付する(特別徴収)	2 自分で税金を納付する(普通徴収)
3503	8486

6 収入・所得金額

公的年金分	公的年金等収入額	雑所得	所得金額(円)
雑業務	収入金額	必要経費	ここは記入不要です
給与	給与収入金額	必要経費	ここは記入不要です
事業	収入金額	必要経費	必要経費
配当	収入金額	必要経費	特別控除
合計	合計額		

7 所得から差し引かれる金額(所得控除額)

雑損控除	損失金額	保険金などの補填額	差引金額等
医療費控除	支払額	保険金	
社会保険料控除	国民年金保険料	国民健康保険料	
小規模企業共済等掛金控除	掛金		
生命保険料控除	生命保険料	新個人年金保険料	
地震保険料控除	地震保険		
配偶者特別控除	配偶者		

〔申告書裏面 (二面)〕

① 令和4年中に収入のなかった方などの記入欄

1. 次の者の扶養によって生活していた
 氏名 続柄 住所
 同居・別居(別居の場合はその住所を記入してください)
 2. 遺族年金・障害年金を受給していた
 3. その他(収入がなかった理由及び生活費はどうか)

収入がなかった方は裏面①の該当理由に○をして必要事項を記入してください。

お問合せ先 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市 市民税課 電話 (06) 6489-6246 ~ 6248 FAX (06) 6489-6875

配偶者を扶養している場合は、「配偶者(特別)控除」欄に記入してください。
 配偶者以外を扶養している場合は、「扶養控除」欄に記入してください。
 ※別居の扶養親族等がある場合は申告書裏面④に氏名・住所を記入してください。

同封(コピー可)